## 富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価準備書

### 意見書の概要

意見書番号	意見音の概要意見的概要		
1	新東名高速道路北側側道は廃棄物運搬車両の主要走行ルートとされているが、このルート上において、中村橋から今宮バイパス交差点までの間は、幅員も狭く、見通しの悪い個所もあり、歩道も設置されていない。		
	この側道は最近富士宮から富士南東への通勤車両の抜け道となっており、重ねて神戸小学校の通学路とも交差している為、児童の交通災害からも非常に危険な区域となっている。 このことから、経路見直し等も含めて交通安全対策を要望する。		
2	地元住民として最も関心が高い大気質の項ほかにおいて、今後、作成される予定の環境影響評価書の内容をさらに充実するためにもう少し分かり易い説明と丁寧なデータ表示が必要と思われる事項、ならびに、設備仕様の検討および設備稼働後における懸念事項は以下の通り(1~10)である。		
	1. 準備書 5.1-7 における記述 南風、北風における大気安定度の違いについて、その理由を補足説明として注記しておくべき。		
	2. 準備書 5.1-17 における記述 実測値から求めた「べき指数」はばらついており、予測評価には EPA の「べき指数」が採用されている。 実測値から求めた「べき指数」は、EPA の「べき指数」より総じて大きな値となっている。 EPA の「べき指数」を採用しても過小評価になっていない説明が必要と考える。		
	3. 準備書 5.1-47 における記述 排出源の位置として、面煙源とした理由を注記しておくべき。		
	4. 準備書 5.1-48 における記述 風速の観測位置が 10m となっている理由を注記しておくべき。 地表状態を郊外と設定している。障害物のない平坦地と比較して過小評価になっていない 説明を注記しておくべき。		
	5. 準備書 5.1-83,84 における記述 「突き抜けの判定のための有効煙突高」と「本ケースでの有効煙突高」に関する解説を注 記しておくべき。 表 5.1.2-25 において、逆転層発生状態(大気安定度 A, B) が継続する延べ時間/年間の 値を試算した結果と補足説明を書き加えるべき。		
	6. 準備書 5. 1-94 の記述 6-1. 表 5. 1. 3-7 および表 5. 1. 3-8 において、環境保全目標値が設定されている対象物質のみが示されているが、準備書で評価した排出物質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオキシン類)については、目標値が設定されていない場合でも参考値として併記するべき。これらの排出物質に係わる環境保全目標値の設定状況が分かりやすくなる。		

意見書番号	意見内容
2	6-2. 表 5.1.3-8 において、塩化水素の値は、一般的な気象条件下と逆転層発生時において、バックグラウンド濃度よりも寄与濃度の方がかなり高い値を示している。さらに逆転層発生時には環境保全目標値に近い値となっている。排ガス処理方式が乾式であることを考慮すれば、施設稼働時、塩化水素の運転管理目標値の設定に余裕がなくなることが懸念される。塩化水素除去の乾式システムの詳細仕様と運転管理には十分な検討が必要であろう。
	6-3. 前項に関して、施設整備基本計画の 22 ページ (図 2-7) に、塩化水素の着地濃度と法規 制値が示されており、両者の値には大きな差がある。この結果から、排ガス処理は乾式でも 全く問題がないと説明されている。 準備書と施設整備基本計画は、比較する規制値(目標値)と計算方法が異なっている。塩 化水素を含め他の主要排出物質について、設備の仕様、運転管理目標値の設定などを検討す る際、注意すべき問題がないかを、再度、精査しておくことが必要と考える。
	6-4. 浮遊粒子状物質のバックグラウンド濃度は既に環境保全目標値に近い。予防的観点から、 設備仕様を決定する前に PM2.5 に関する何らかの環境影響評価を試験的に行うこと、少なく とも事後評価が可能なデータを設備稼働前に採取しておくことを提案する。
	7. 準備書 5.1-100 の記述 気象条件として、逆転層発生時についても検証しておく必要がないか。必要が無いと判断する場合はその理由を示すべき。
	8. 準備書 5.11-62、5.12-24、5.13-51、6-2、6-3 の記述 動物、植物および生態系に対する予測評価結果において、モリアオガエル、オオタカ、エ ビネに対する影響が懸念されているが、環境保全措置によって保全可能との評価である。エ ビネとオオタカについては、工事中の調査は計画されているが、(準備書 6-2)、これら 3 種は設備稼働後の事後調査計画の対象になっていない(準備書 6-3)。これら 3 種を対象と するべきと考えるが、対象としない場合はその説明が必要である。
	9. 準備書 6-5 の記述 設備稼働後に監視する大気質の種類が表 6.2-1 に示されている。しかし、留意すべき大気質として、準備書 2-55 (表 2.3.1-1) に示された大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2.3.1-3) に示された廃棄物焼却炉に対するダイオキシン規制、施設整備基本計画 (17 ページ) に示された排ガス自主規制に係る大気質などがある。監視すべき大気質を表 6.2-1 とした理由は何か。少なくとも、準備書 5.1-88 の「焼却設備の稼働による影響」記載内容と整合させる必要がある。 表 6.2-1 が何らかの法規制に基づく大気質である場合でも、富士市としては、表 6.2-1 の
	後の21か時のかの伝統制に基づく人気質である場合でも、留工品としては、後の21かにまかに、地元の意見を踏まえて監視すべき大気質を自主的に追加する必要がある。  10. 準備書 1-17 (図 1.3.4-6) の記述 青葉台小以南の運行経路が不明である。吉原市街地から北上する収集車の多くが、運搬距離が短くなる一色貝沢 1 号線を利用 (青葉台南と荻の原地区を通過) する場合は、道路の部分的拡幅、S字カーブの改良などが必要となる。

意見書番号	意見内容
3	調査地点に関して 調査地点が焼却場周辺に限定され、非常に少なく、合理的な説明もない。 焼却場の排出ガス・焼却灰・排水等に含まれる有害物質の影響は全市民に及ぶので、さら に広範囲のデータに基づく評価をお願いしたい。 また富士市は製紙工場を中心として発展してきた経緯があり、市内の大気汚染につながっ ている。焼却場の影響調査をするならば、現在の焼却場の影響と他の排出ガス等の影響を切 り分け、データの公表をお願いしたい。
	市民への周知不足について 本年 2/7 と 2/8 に行われた説明会の一般市民(役員を除く)の出席者は、それぞれ 3~6 名と聞いている。 また縦覧期間として本年 2/5~3/5 まで、3 ヶ所で行われたようだが、縦覧場所が 3 ヶ所ではまったく不足している。 この一連の手法で市民の意見を反映できると考える根拠を示す必要がある。 また、周知不足を認識するならば、再度周知を徹底した上で手続きを再度実施するべき。
	健康被害について 住民にとって最も重要な事柄は、健康被害の有無についてである。今回の大気質調査結果 にはその点のデータが示されておらず、評価できない。 大気汚染に関連すると思われる疾患、喘息・アトピー性皮膚炎・目の疾患・耳鼻咽喉系疾 患が、静岡平均に比べ 2~4 倍の数値になっている点は、富士市の大気汚染が無関係とは考 えづらい状況である。
4	1. 事業予定地周辺の窪地では、地形の影響によって弱い渦が発生し、緩衝緑地では地表面に近い高さで北側に向かう流れが生じているとの予測であるが、この流れは農作物のみならず周辺の民家への影響が懸念される。  一点の条件のみでは充分な実情の把握が困難と思われるので、風速、気温等を変数に次の項目の定量的な調査を実施するべき。  ・渦の大きさ、流速  ・施設建設高さ等と局地的な風の流れの関連  ・風速・風向の変動による渦、流れの変化
	2. 東日本大震災以降地震規模の見直しが行われ、南海トラフ地震では従来の想定 M8 をはるかに超える M9 クラスも予測されている。 焼却炉・排ガス処理設備等の損傷、想定外の爆発など事故時の近隣環境への影響を充分に検討してほしい。

意見書番号	意見内容
4	3.
	柏市、東京等では平坦地にごみ焼却炉が建設され、煙突高さは 100m~150mであるが、糀
	窪は傾斜地であるにも拘わらず、煙突高さが 59mで設計されているため、既存の稼働炉に比
	べて近隣地区の排出ガスの被害がはるかに大きい。
	航空法の規制、局地風の発生、地震事故時等の被害が懸念される民家に近い糀窪はごみ焼
	却炉の建設に適しているとはいえない。
	富士市はこれらの懸念のない民家から充分離れた地域に恵まれているので、事業予定地の
	再考をしてほしい。
5	植物への影響評価データについて公表願う。
	現焼却場の半径 500 メートル、1000 メートルについて農作物の有害物質濃度及び 500 メー
	トル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほ
	しい。
	その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。
6	環境アセスメントで立体的な大気汚染、風の動きについて調査をお願いしたい。
	現在新東名高速道路側道の交通量はすごく、新東名高速道路の交通量も増えた。これにパ
	ッカー車や事業者の車など、交通量が増えた時の大気汚染が心配である。
7	巨大地震を考えれば爆発すれば危険な物を民家の近くに置いてはいけない。
	現在の予定地の中でも廃棄物埋立地の上にリサイクルセンター、管理棟、計量棟、駐車場
	が計画され、焼却施設本体も盛土の上に計画されている。
	排出ガス対策は6項目しかなく、他の毒ガスは無視されている。
8	平成 14 年に焼却炉はなるべく遠くへ造り、排出ガスは薄められた形にして拡散させる事
	が究極の選択であろうという事を述べたが、今も全く同じ気持ちである。
	糀窪は地形が滝ツボのような所で、排出ガス中の空気より重い物は低い所に溜り、風の流
	れで下方へ送られる。
	思い切って建設予定地を変えるべき。
	平成 21 年には微小粒子状物質、PM2.5 に係る環境基準が告示された。今の単なる量的規
	制のみの段階から今後は各物質ごとの規制値が出されるはずとの専門家の解説と共に、はっ
	きりと焼却炉が問題であるとの論調もよく目にするようになった。
	炉を3基造るのになぜ平成30年までかかるのか。市の土地を使うつもりで今すぐ取りか
	かれば平成 28 年くらいには稼働できるのではないか。

富士市新環境クリーンセンター建設事業に伴う環境影響評価 準備書についての意見の概要とそれに対する事業者の見解

平成25年4月

富士市

# 目 次

第1章	章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者	の見解	4 •	•	•	•	•	•	1
1.1	住民等の意見の概要と事業者の見解 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	•	•	•	•	•	1

### 第1章 環境影響評価準備書についての意見とそれに対する事業者の見解

### 1.1 住民等の意見の概要と事業者の見解

「静岡県環境影響評価条例」第19の規定に基づき、環境影響評価準備書に係る環境影響評価の結果について環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を平成25年2月5日に告示し、1ヶ月間(平成25年2月5日から平成25年3月5日まで)縦覧を行った。

また、「静岡県環境影響評価条例」第 21 条の規定に基づき、平成 25 年 2 月 5 日から平成 25 年 3 月 19 日までを意見書の提出期間とし、環境影響評価準備書について環境の保全の見地からの意見を求めた結果、表 1-1 に示すとおり意見書が提出された。

住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解を表 1-2 に示す。

表 1-1 意見書の件数

項目	件 数
住民等の意見書	8

表 1-2(1) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	表 1-2(1) 住民等の意見の概要とそれ	に対する事業日の允胜
意見書番号	意見内容	見 解
1	新東名高速道路北側側道は廃棄物運搬車両の主要走行ルートとされているが、このルート上において、中村橋から今宮バイパス交差点までの間は、幅員も狭く、見通しの悪い個所もあり、歩道も設置されていない。この側道は最近富士宮から富士南東への通勤車両の抜け道となっており、重ねて神戸小学校の通学路とも交差している為、児童の交通災害からも非常に危険な区域となっている。	見解 今後のごみの収集・運搬計画において、通 学時間帯は、廃棄物運搬車両が集中すること のないように搬入時間の分散化に努め、運転 手に対しては交通ルール、運転マナーの遵守 等による安全運転の徹底を図ります。 また、整備を進めている一色小沢3号線を 将来的に運行経路として利用することなど、 搬入ルートの分散化に努めます。
2	このことから、経路見直し等も含めて交通 安全対策を要望する。 地元住民として最も関心が高い大気質の項 ほかにおいて、今後、作成される予定の環境 影響評価書の内容をさらに充実するためにも う少し分かり易い説明と丁寧なデータ表示が 必要と思われる事項、ならびに、設備仕様の 検討および設備稼働後における懸念事項は以 下の通り(1~10)である。	
	1. 準備書 5.1-7 における記述 南風、北風における大気安定度の違いについて、その理由を補足説明として注記しておくべき。	南風、北風における大気安定度の違いは、 海陸風と昼間と夜間の出現大気安定度の違いによるものと考えられます。 環境影響評価書(以下「評価書」といいます。)には、その理由を補足説明として注記します。
	2. 準備書 5. 1-17 における記述 実測値から求めた「べき指数」はばらついており、予測評価には EPA の「べき指数」が採用されている。 実測値から求めた「べき指数」は、EPA の「べき指数」より総じて大きな値となっている。EPA の「べき指数」を採用しても過小評価になっていない説明が必要と考える。	ご指摘のとおり、実測値から求めた「べき 指数」は、EPAの「べき指数」より総じて大 きな値となっています。 「べき指数」が大きくなりますと、煙突高 さでの風速が大きくなり、結果として予測値 が小さくなりますので、EPAの「べき指数」 を採用しても過小評価にならないと考えま す。 評価書には、この点についての説明を記載 します。

表 1-2(2) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

<b>→</b> □ <b>→ →</b> □	表 1-2(2) 住民寺の意見の概要とそれ	T
意見書番号	意見内容	見解
2	3. 準備書 5.1-47 における記述 排出源の位置として、面煙源とした理由を 注記しておくべき。	工事中において面煙源を採用したのは、複数台の建設機械が工事範囲を移動するためです。 評価書には、この点についての理由を注記します。
	4. 準備書 5.1-48 における記述 風速の観測位置が 10m となっている理由を 注記しておくべき。 地表状態を郊外と設定している。障害物の ない平坦地と比較して過小評価になってい ない説明を注記しておくべき。	事前調査における風速の観測高さは、地上 気象観測において最も広く取り扱われている「地上気象観測指針(2002年気象庁)」に したがい10mとしました。 建設機械の稼働による大気の影響を予測 するに際して、地表状態を「郊外」と設定し ていますが、「障害物のない平坦地」と比較 しますと、排出源高さでの風速が小さくな り、結果として予測値が大きくなりますの で、「郊外」と設定しても過小評価になって いないと考えます。 評価書には、この点についての説明を注記 します。
	5. 準備書 5. 1-83,84 における記述 「突き抜けの判定のための有効煙突高」と 「本ケースでの有効煙突高」に関する解説を 注記しておくべき。 表 5. 1. 2-25 において、逆転層発生状態 (大 気安定度 A, B) が継続する延べ時間/年間の 値を試算した結果と補足説明を書き加える べき。	「突き抜けの判定のための有効煙突高」とは、排出ガスの煙流の浮力により、逆転層を突き抜けるか否か判定するために計算する有効煙突高さのことをいいます。また、「本ケースでの有効煙突高」とは、代表例としてあげた接地逆転、上空逆転が形成されたときの気象条件での計画施設における有効煙突高を示します。なお、評価書には、この点についても説明を注記するとともに、表 5.1.2-25 において、逆転層発生状態(大気安定度 A, B)の出現率について補足説明を書き加えます。

表 1-2(3) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	表 1-2(3) 住民等の意見の概要とそれ	に対する事業者の見解
意見書番号	意見内容	見解
2	6. 準備書 5.1-94 の記述 6-1. 表 5.1.3-7 および表 5.1.3-8 において、環境保全目標値が設定されている対象物質のみが示されているが、準備書で評価した排出物質(二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、窒素酸化物、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオキシン類)については、目標値が設定されていない場合でも参考値として併記するべき。これらの排出物質に係わる環境保全目標値の設定状況が分かりやすくなる。	ご指摘のとおり、評価書には表 5.1.3-7及び表 5.1.3-8において、予測を行った排出物質については環境保全目標値が設定されていない場合でも参考値として併記します。
	6-2. 表 5.1.3-8 において、塩化水素の値は、一般的な気象条件下と逆転層発生時において、バックグラウンド濃度よりも寄与濃度の方がかなり高い値を示している。さらに逆転層発生時には環境保全目標値に近い値となっている。排ガス処理方式が乾式であることを考慮すれば、施設稼働時、塩化水素の運転管理目標値の設定に余裕がなくなることが懸念される。塩化水素除去の乾式システムの詳細仕様と運転管理には十分な検討が必要であろう。	本市は、計画施設の発注の際に用いる発注 仕様書において、求める性能を明らかにする とともに、プラントメーカーの技術提案を審 査、評価し、採用を検討します。 有害ガス除去装置についても、本市はその 性能を明らかにして発注します。また、工事 の完了時には性能試験を実施し、要求した性 能を満足していることを確認します。 なお、運転管理においては、有害ガス除去 装置の機能維持のための適切な維持管理に 努めるとともに、塩化水素濃度については常 時監視を行います。
	6-3. 前項に関して、施設整備基本計画の 22 ページ (図 2-7) に、塩化水素の着地濃度と法規制値が示されており、両者の値には大きな差がある。この結果から、排ガス処理は乾式でも全く問題がないと説明されている。準備書と施設整備基本計画は、比較する規制値(目標値)と計算方法が異なっている。塩化水素を含め他の主要排出物質について、設備の仕様、運転管理目標値の設定などを検討する際、注意すべき問題がないかを、再度、精査しておくことが必要と考える。	施設整備基本計画では環境影響評価の前段階において、排出ガス対策、自主規制値設定のために簡易的に着地濃度を求めました。準備書では、これをもとにメーカーヒヤリング等を実施したうえで、排出ガス量、排出ガス温度等の排出諸元を設定し、拡散計算を行っています。また、塩化水素の目標値は「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改正等について」(昭和52年6月16日環大規第136号)に示されている目標環境濃度を参考に設定しています。 設備の仕様、運転管理目標値の設定などの精査は、発注仕様書における有害ガス除去装置を含む排ガス処理設備等の性能を明確化する際に行い、さらに性能試験による要求性能の確認、施設稼働時の適切な維持・管理に努めます。

表 1-2(4) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

表 1-2(5) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	表 1-2(5) 住民寺の息見の概委とそれ 意見内容	見解
2	8. 準備書 5. 11-62、5. 12-24、5. 13-51、6-2、	7L /AT
	6-3 の記述	
	動物、植物および生態系に対する予測評価	モリアオガエルに対しては水場を設置す
	結果において、モリアオガエル、オオタカ、	ることにより、産卵環境を新たに創出しま
	エビネに対する影響が懸念されているが、環	
	境保全措置によって保全可能との評価であ	す。   水場には、植生ロール・植生護岸(ヒメガ
	2011 — 17 — 11 — 11 — 11 — 11 — 11	
	る。エビネとオオタカについては、工事中の	マ、カサスゲ等)により水深10~20㎝程度の
	調査は計画されているが、(準備書 6-2)、	浅場を設け、その周囲にチガヤ草地等を配し
	これら3種は設備稼働後の事後調査計画の対	ます。また、池の水面には枝がせり出すよう
	象になっていない (準備書 6-3)。これら3	に林(ヤナギ類、ハンノキ等)を配置し、モ
	種を対象とするべきと考えるが、対象としな	リアオガエルの産卵状況を確認することと
	い場合はその説明が必要である。	します。
		オオタカについて、今回確認された営巣木
		は事業予定地から相当の距離を隔てた場所
		にあります。また、周辺には類似の環境を多
		く確認しています。
		施設の供用時には、餌資源としての鳥類群
		集の保全を目的として、緩衝緑地を設けるこ
		とにより、鳥類の生息環境を創出します。
		ただし、工事中には騒音によるオオタカの
		繁殖活動に影響を及ぼす懸念がありますの
		で、モニタリング調査を実施し、繁殖行動を
		把握しながら工事を進めるものとしていま
		す。
		エビネについて、工事着手前に移植する個
		体は、その後の生育を確認するため、工事中
		にモニタリング調査を計画しています。な
		お、工事完了後に再度移植する可能性がある
		ことから、この場合においては工事中と同様
		のモニタリング調査を実施します。

表 1-2(6) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	表 1-2(6) 住民等の意見の概要とそれ	に対する事業者の見解
意見書番号	意見内容	見 解
2	9. 準備書 6-5 の記述 設備稼働後に監視する大気質の種類が表 6.2-1 に示されている。しかし、留意すべき 大気質として、準備書 2-55 (表 2.3.1-1)に 示された大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2.3.1-3) に示された廃棄物焼却炉に対するダイオキシン規制、施設整備基本計画 (17ページ) に示された排ガス自主規制に係る大気質などがある。監視すべき大気質を表 6.2-1 とした理由は何か。少なくとも、準備書 5.1-88 の「焼却設備の稼働による影響」記載内容と整合させる必要がある。表 6.2-1 が何らかの法規制に基づく大気質である場合でも、富士市としては、表 6.2-1 のほかに、地元の意見を踏まえて監視すべき大気質を自主的に追加する必要がある。	表 6.2-1 に示しましたのは、予測・評価の対象とはしていない項目ですが、施設の供用時には監視することが望ましいと考える項目について、事後調査とは別に環境監視計画と位置づけて計画したものです。 大気汚染に係る環境基準、準備書 2-57 (表 2.3.1-3) での廃棄物焼却炉に対するダイオキシン類規制、施設整備基本計画(17ページ)に示された排出ガス自主規制に係る大気質などは事後調査として取り扱っています。事後調査は、工事の実施時、施設の供用時に区分し、さらに発生源調査と環境調査にも区別して計画しています(準備書 p6-1~6-4)。 今後の事後調査計画、環境監視計画につきましては、地元の皆様のご意見をうかがいながら、その内容を詰めていきたいと考えています。
	10. 準備書 1-17 (図 1.3.4-6) の記述 青葉台小以南の運行経路が不明である。吉 原市街地から北上する収集車の多くが、運搬 距離が短くなる一色貝沢 1 号線を利用(青葉 台南と荻の原地区を通過)する場合は、道路 の部分的拡幅、S 字カーブの改良などが必要 となる。	本市では、市域の交通の円滑化及び歩行者の安全確保等を目的とした道路改良を進めており、一色貝沢1号線についても、部分的拡幅等、危険箇所の解消に向けて取り組んでいます。 また、本事業の実施に際しましては、廃棄物運搬車両の運転手に対して交通ルール、運転マナーの遵守等により安全運転の徹底を図ることとし、今後のごみの収集・運搬計画において、吉原市街地においてごみを収集した廃棄物運搬車両が特定の道路に集中することがないよう、搬入ルートの分散化に努めます。

表 1-2(7) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	表 1-2(7) 住民寺の息見の概委とそれ 意見内容	
3	調査地点に関して	75
意見書番号	意見内容	
		ついての予測結果は、ダイオキシン類の年平 均寄与濃度 0.00003pg-TEQ/m³で、現況濃度 0.015 pg-TEQ/m³ に付加した将来濃度は 0.01503 pg-TEQ/m³と予測しています。 また、計画施設の稼働により、これまでの 現環境クリーンセンターの大気環境に与える 負荷は、約58~99%削減されるものと予測し

表 1-2(8) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	表 1-2(8) 住民等の意見の概要とそれ	に対する争耒台の兄胜
意見書番号	意見内容	見 解
3	市民への周知不足について	
	本年 2/7 と 2/8 に行われた説明会の一般市	静岡県環境影響評価条例に基づき、1ヵ月
	民(役員を除く)の出席者は、それぞれ3~6	間3箇所(富士市役所、青葉台まちづくりセ
	名と聞いている。	ンター、大淵まちづくりセンター)で、準備
	また縦覧期間として本年 2/5~3/5 まで、3	書の縦覧を行い、条例に基づく説明会を開催
	ヶ所で行われたようだが、縦覧場所が3ヶ所	しました。
	ではまったく不足している。	また、準備書の縦覧、説明会の開催、意見
	この一連の手法で市民の意見を反映でき	書の提出について、以下の方法で市民の皆様
	ると考える根拠を示す必要がある。	への周知に努めました。
	また、周知不足を認識するならば、再度周	・広報紙への掲載
	知を徹底した上で手続きを再度実施するべ	広報ふじ(平成25年1月20日号)へ掲載
	き。	しました。
		・新聞紙への掲載
		報道機関への情報提供により、環境影響
		評価の手続きについて数紙で掲載されま
		した。
		・公告の掲示
		縦覧、説明会の開催、意見書の提出につ
		いての公告を富士市役所掲示場に掲示し
		ました。
		<ul><li>ウェブサイトへの掲載</li></ul>
		富士市ウェブサイトで平成 25 年 2 月 5
		日から準備書、準備書要約書、準備書の要
		旨をまとめた「あらまし」を掲載するとと
		もに、縦覧期間、説明会の開催日時、意見
		提出期間についてお知らせしました。
		この他にも、準備書の内容を理解していた
		だき、より多くのご意見を得るため、「あら
		まし」を青葉台地区、大淵地区内で回覧しま
		した。
		ごう。
		関への情報提供、広報紙への掲載、富士市ウ
		ェブサイトへの掲載など、市民の皆様への周
		知に努めます。
		/HIC/J V/ 6 / 0

表 1-2(9) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

_	表 1-2(9) 住民等の意見の概要とそれ	に刈りる事業有の兄胜
意見書番号	意見内容	見 解
3	健康被害について	
	住民にとって最も重要な事柄は、健康被害	県と本市は市内の測定局において大気汚
	の有無についてである。今回の大気質調査結	染の常時監視を行っており、平成23年度にお
	果にはその点のデータが示されておらず、評	いて、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状
	価できない。	物質の測定結果は環境基準を下回っていま
	大気汚染に関連すると思われる疾患、喘	す。
	息・アトピー性皮膚炎・目の疾患・耳鼻咽喉	また、上記の物質について、県内他市の測
	系疾患が、静岡平均に比べ2~4倍の数値にな	定結果と比較しても、大きな違いはありませ
	っている点は、富士市の大気汚染が無関係と	ん。
	は考えづらい状況である。	新環境クリーンセンターでは、国・県の法
		令・条例を遵守することはもとより、さらな
		る安全と安心を確保するため、国の基準より
		厳しい自主規制値を設定し、環境への影響を
		最小限に留める計画です。
		このことにより、計画施設の稼働により、
		これまでの現環境クリーンセンターの大気
		環境に与える負荷は、約58~99%削減される
		ものと予測され、計画施設の稼働が本市にお
		ける大気環境の負荷の低減に寄与するもの
		と考えます。
		また、焼却施設の稼働による年平均濃度の
		予測結果は、環境保全目標(環境基準等)を
		下回っており、周辺住民の皆様の日常生活に
		支障を生ずることはないと考えます。

表 1-2(10) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

表 1-2(11) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	- 表 1-2(11) 住民寺の意見の概要とそれ 	
意見書番号	意見内容	見解
4	2.	
	東日本大震災以降地震規模の見直しが行わ	今後の事業計画においては、災害に対して
	れ、南海トラフ地震では従来の想定 M8 をはる	十分な配慮を行うべき施設であることを認
	かに超える M9 クラスも予測されている。	識し、発生が予想される南海トラフ地震に備
	焼却炉・排ガス処理設備等の損傷、想定外	え、設計、施工、運営管理の各段階において
	の爆発など事故時の近隣環境への影響を充分	最大限の対応を図ります。加えて、想定を超
	に検討してほしい。	える災害に対しては、災害時の被害を最小化
		するための減災対策を行います。また、二次
		災害の防止にも配慮します。
		計画施設の耐震設計については、法令等で
		規定される各種の基準を遵守するだけでな
		く、最新の技術やシステムを導入して一層の
		安全・安心を確保していきます。
		具体的な対策例としては、以下のような技
		術、システムがあり、導入を検討します。
		・一定以上の振動加速度を感知した際のプラ
		ント自動緊急停止システムの導入
		<ul><li>ごみピットなどでの自動消火システムの導</li></ul>
		入
		・故障時にも安全側にバルブ、ダンパが作動
		するメカニズムの採用
		・停電時にも施設の立ち上げが可能となる非
		常用発電機の設置
		・断水に備えた受水槽の余裕分の確保、節水
		型設備の採用、予備貯留槽の設置、井戸の 設置(非常用)
		・危険物貯蔵施設対策(避難路に影響がない
		位置での設置、消火活動が効率よくできる
		ような設計など)
		また、施設の稼働に際しては、国、県の防
		災計画の動向を注視しつつ、事故・災害時に
		おける周辺環境への影響についても考慮し
		たうえで、防災・減災マニュアルを策定し、
		事故・災害時を想定した訓練を実施します。

表 1-2(12) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

表 1-2(12) 住民寺の意見の概要とそれに対する事業者の見解		
意見書番号	意見内容	見解
4	3.	
	柏市、東京等では平坦地にごみ焼却炉が建	計画施設の煙突高さ 59m は、排出ガスの拡
	設され、煙突高さは 100m~150mであるが、	散の効果と景観配慮の観点等を含め総合的
	糀窪は傾斜地であるにも拘わらず、煙突高さ	に考慮して計画したものです。
	が 59mで設計されているため、既存の稼働炉	準備書での大気質に係る予測・評価は煙突
	に比べて近隣地区の排出ガスの被害がはるか	高を 59m とし、局地風の存在も踏まえたうえ
	に大きい。	で実施し、環境保全目標を下回っています。
	航空法の規制、局地風の発生、地震事故時	なお、事業予定地は、富士市議会ごみ処理
	等の被害が懸念される民家に近い糀窪はごみ	施設建設特別委員会において公平かつ慎重
	   焼却炉の建設に適しているとはいえない。	   に審議が行われ、平成 15 年 9 月の特別委員
	   富士市はこれらの懸念のない民家から充分	会において、住民の合意形成を前提に承認さ
	離れた地域に恵まれているので、事業予定地	れたものであり、他の候補地に比べ、市中心
	の再考をしてほしい。	部に位置するため収集効率が優れており、ご
	, <del>.</del> •	み収集車両の搬入出にあたり新東名高速道
		路の側道が利用できることや、地盤が岩盤で
		防災面での安全性が高い等の優位性があり
		ます。
		670
	<u> </u>	

表 1-2(13) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

す。 現焼却場の半径 500 メートル、1000 メートルについて農作物の有害物質濃度及び 500 メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。  その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。  その上で新しな表してほしい。  または、平書(注一隣担5.7pgを下回なま、監視計属・タ視を行ます。  注1:3 るダイ環境省 注 2:5 辺のタ	.対する事業者の見解 
す。 現焼却場の半径 500 メートル、1000 メートルについて農作物の有害物質濃度及び 500 メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。  その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。  その上で新しな表してほしい。  または、平書(注一隣担5.7pgを下回なま、監視計属・タ視を行ます。  注1:3 るダイ環境省 注 2:5 辺のタ	見解
現焼却場の半径 500 メートル、1000 メートルについて農作物の有害物質濃度及び 500 メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。	農作物の有害物質濃度について、平成 20
ルについて農作物の有害物質濃度及び500 メートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。 その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。 または、平書(注一隣書5.7pgを下回なよ監視計属・タ視を行ます。 注1:5 るダイ環境省注2:5 辺のタ	F度に現環境クリーンセンター周辺で生茶
ートル以内の重金属・ダイオキシンを含む各種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。       ル以内イオキー・クロー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・マー・ファイス・ファイス・ファイス・ファイス・ファイス・ファイス・ファイス・ファイス	いずイオキシン類の測定を実施しましましましましましましましま。
種有害物質の土壌汚染濃度のデータを公表してほしい。     その上で新しい焼却場周辺についての長期にわたる評価を公表してほしい。     は、平書(注一隣担 5.7pgを下回なよ監視計属・タ視を行ます。     注1:3 るダイ環境省注2:3 辺のタ	と。現環境クリーンセンターから 500 メート
でほしい。 その上で新しい焼却場周辺についての長期 にわたる評価を公表してほしい。  にわたる評価を公表してほしい。  は、平書(注 一隣者 5.7pg・を下回 なお 監視計 属・タ 視を行 ます。  注1:5 るダイ 環境省 注2:5 辺のタ	レ以内での測定結果は、国内の生茶葉中のダ
その上で新しい焼却場周辺についての長期       または、平書(注         にわたる評価を公表してほしい。       は、平書(注         5.7pgを下回なよ       監視計属・タ視を行ます。         注1:5       るダイ環境省注2:5         辺のタ	イオキシン類調査結果(注1)の範囲(0.0058
にわたる評価を公表してほしい。 は、平書(注 一隣括 5.7pgを下口 なよ 監視計 属・夕 視を行 ます。 注1: <sup>1</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>1</sup> 辺のタ	~0.71 pg-TEQ/g-wet) 内の値でした。
書(注 一隣担 5.7pg- を下回 なま 監視計 属・タ 視を行 ます。 注 1: <sup>5</sup> るダイ 環境省 注 2: <sup>5</sup> 辺のタ	また、土壌中のダイオキシン類について
ー隣担 5.7pg- を下回 なお 監視計 属・夕 視を行 ます。 注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>5</sup> 辺の夕	は、平成 20 年度のダイオキシン類調査報告
5.7pg-を下回 なま 監視計 属・タ 視を行 ます。 注1: <sup>5</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>5</sup> 辺のタ	い注 2) によると、現環境クリーンセンタ
を下回 なま 監視計 属・夕 視を行 ます。 注 1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注 2: <sup>3</sup> 辺の夕	- 隣接地で実施しており、その数値は、
なま 監視計 属・タ 視を行 ます。 注1: <sup>5</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>5</sup> 辺のタ	.7pg-TEQ/g で、環境基準(1000pg-TEQ/g)
監視計 属・夕 視を行 ます。 注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>3</sup> 辺の夕	を下回っていました。
属・夕 視を行 ます。 注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>3</sup> 辺のタ	なお、施設稼働時における事後調査・環境
視を行ます。 注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>3</sup> 辺のタ	監視計画では、計画施設から排出される重金
ます。 注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>3</sup> 辺のタ	属・ダイオキシン類などについての調査・監
注1: <sup>3</sup> るダイ 環境省 注2: <sup>3</sup> 辺のタ	見を行い、これらの結果はすべて公表いたし
るダイ 環境省 注 2: <sup>3</sup> 辺のタ	ます。
るダイ 環境省 注 2: <sup>3</sup> 辺のタ	
環境省 注 2: <sup>5</sup> 辺のタ	主 1 : 平成 17 年度農用地土壌及び農作物に係
注 2: <sup>5</sup> 辺のタ	るダイオキシン類実態調査(平成 18 年 10 月
辺のタ	環境省・農林水産省公表)
	主 2: 平成 20 年度現環境クリーンセンター周
月富士	四のダイオキシン類調査報告書 (平成 21 年 3
	月富士市)

表 1-2(14) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

意見書番号	表 1-2(14) 住民寺の息兄の概安とてれ 意見内容	見解
6	環境アセスメントで立体的な大気汚染、風	
	の動きについて調査をお願いしたい。	取り入れ、大気質の予測については、出来る
	現在新東名高速道路側道の交通量はすご	だけ正確な結果が得られるよう傾斜地等の
	く、新東名高速道路の交通量も増えた。これ	地形を考慮した年平均予測を行っています。
	にパッカー車や事業者の車など、交通量が増	また、意見書 No. 4 での見解にも示しまし
	えた時の大気汚染が心配である。	たとおり、新東名高速道路の盛土による気流
		の影響を把握するための、3 地点(事業予定
		地北西側、新東名高速道路側道沿(糀窪水源
		地)、一色7組(山ノ川広場))での気温調
		査に加え、地形をより詳細に3次元モデル化
		した局地排煙拡散シミュレーションや局地
		風についても予測・評価を行っています。
		さらに、新東名高速道路の開通後にも大気
		質、騒音調査を実施するとともに、新東名高
		速道路側道沿での予測・評価も行っていま
		す。
		予測の結果、新東名高速道路北側側道にお
		ける、資材等の運搬や廃棄物運搬車両の運行
		に伴う大気質の予測濃度は、他の予測地点と
		同程度となり、環境保全目標を下回っていま
		す。
		なお、事業の実施にあたっては、資材等運
		搬車両や廃棄物運搬車両の搬入ルートの分
		散化に努めること、低公害車の積極的導入の
		指導、検討を行うこと、暖機運転(アイドリン
		グ)をしないよう運転者への指導を徹底する
		ことなどにより大気質への影響の低減に努
		めます。

表 1-2(15) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	- 表 1-2(15) 住民寺の意見の概要とそれ	
意見書番号	意見内容	見解
7	巨大地震を考えれば爆発すれば危険な物	災害に対する対応については、意見書
	を民家の近くに置いてはいけない。	No.4.2での見解をご参照ください。
	現在の予定地の中でも廃棄物埋立地の上	造成設計における防災・減災対策として、
	にリサイクルセンター、管理棟、計量棟、駐	大規模地震を想定した設計時の安定計算を
	車場が計画され、焼却施設本体も盛土の上に	実施するとともに、想定以上の地震が発生し
	計画されている。	た場合、盛土部分がどのように崩壊するか検
		討し、崩壊が生じてもダメージが最小化でき
		るような施設配置とします。
		さらに、盛土部分の排水対策を実施し、盛
		土の安定性を確保するとともに、地質調査結
		果等を用いて地盤の沈下の検討を行い、必要
		な対策を実施します。
		なり飛る天地しよう。
	   排出ガス対策は6項目しかなく、他の毒ガ	   大気質の予測で対象とした6項目は、「静
	スは無視されている。	岡県環境影響評価条例」、「静岡県環境影響
	ハは無性ではしている。	
		評価技術指針」に基づき策定した「富士市新
		環境クリーンセンター建設事業に伴う環境
		影響評価調査実施計画書」(調査区域拡大版)
		に基づき選定したものです。
		なお、排出ガスについて、施設の稼働時に
		は、予測・評価の条件及び数値の確認のため、
		事後調査(6項目)を実施しますが、これに
		加えて、その他の項目(カドミウム、鉛及び
		砒素)についても調査し、環境監視を実施し
		ていく予定です。

表 1-2(16) 住民等の意見の概要とそれに対する事業者の見解

	- 表 1-2(16) 住民寺の意見の概要とそれ	ルに刈りる事業有の兄件 「
意見書番号	意見内容	見解
8	平成14年に焼却炉はなるべく遠くへ造り、	大気質で予測した二酸化硫黄、浮遊粒子状
	排出ガスは薄められた形にして拡散させる	物質、二酸化窒素、水銀、塩化水素、ダイオ
	事が究極の選択であろうという事を述べた	キシン類については、予測の結果、人の健康
	が、今も全く同じ気持ちである。	を保護し、及び生活環境を保全する上で維持
		されることが望ましい基準とされている環
		境基準値等を下回っております。
		計画施設では、排出ガス濃度に関し、国の
		法令等による基準と同等以上の厳しい自主
		規制値を設定しており、それを達成するた
		め、集じん器(バグフィルタ)等の排ガス処
		理装置を取り付けることとしております。
		なお、施設周辺の大気質について、住民の
		   皆様が安心できるよう、事後調査、環境監視
		を行います。
	   糀窪は地形が滝ツボのような所で、排出ガ	北風の場合、地形に沿って傾斜を下ってく
	ス中の空気より重い物は低い所に溜り、風の	る風向ではありますが、計画施設での排出ガ
	流れで下方へ送られる。	ス吐出速度 (22.52m/s) が大きく、全体的な
		排煙の流れは上昇したのち南側に流れると
		予測され、糀窪では、地形による影響によっ
		て排出ガス着地濃度が他の地域に比べ高濃
		度となるものではありませんでした。
	   思い切って建設予定地を変えるべき。	建設予定地については、意見書No.4.3での
		見解をご参照ください。
		Jan e Com Vice v
	   平成 21 年には微小粒子状物質、PM2.5 に係	PM2.5については、意見書No.2 6-4での見
	る環境基準が告示された。今の単なる量的規	解をご参照ください。
	制のみの段階から今後は各物質ごとの規制	THE COMMITTEE OF
	値が出されるはずとの専門家の解説と共に、	
	はっきりと焼却炉が問題であるとの論調も	
	よく目にするようになった。	
	<del>ххисталс</del>	
	   炉を 3 基造るのになぜ平成 30 年までかか	事業の実施に際しては、住民の皆様のご意
	るのか。市の土地を使うつもりで今すぐ取り	見を聴きながら環境影響評価、都市計画決定
	かかれば平成 28 年くらいには稼働できるの	等の各種手続を実施し、工事発注手続など必
	ではないか。	要な準備期間を踏まえ、事業全体のスケジュ
	C18/8 / 1/6	安は平畑朔间で踏まれ、事業主体のハケンユ ールを定めています。スケジュールの全体構
		成は、準備期間(約2.5年)、敷地の造成工
		成は、準備期间(ボ2.5年)、敷地の垣成工
		年)を見込んでおり、約7年間を要します。